

障害のある方々への合理的な配慮のための 環境整備の補助金について

宮城県では、障害のある人への合理的な配慮の提供を促進し、障害のある人もない人も共生する社会を実現するため、県内の事業者が行う合理的な配慮のための環境整備に要する経費の一部を補助します。

1 申請対象者

この補助金を活用して環境整備を行った場合に、県が実施する普及啓発に協力できる者であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 県内で、飲食、物品販売、医療等の多くの県民の利用が見込まれるサービスを提供する事業者（個人、法人を問いません。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除きます）
- ② 道の駅など観光集客施設の設置者等

2 助成の対象となるもの

合理的な配慮の提供を的確に行うことを目的とした、施設の設備（建物・機器・装置等）の整備・改修、従業員向け研修の実施など
(例)



車いす使用者やオストメイト対応トイレへの改修



入口等の段差をスロープ状に改修



点字メニューの作成



入口や店内の階段に手すりを設置

【補助率】 3／4 【補助限度額】 100万円

3 受付期間

令和3年7月6日（火）から令和3年8月31日（火）【必着】まで
※原則として、1事業者につき1回の申請とします

4 審査・交付決定

申請書類に基づき、審査会において審査を行います。（整備内容のモデル性も審査基準とするため、障害特性やサービス分野、実施地域等のバランスも考慮します。）

審査結果に基づき、交付の可否を申請者に通知します。

問い合わせ先：宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

◇TEL：022-211-2538

FAX：022-211-2597

◇ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufukutop/kankyouseibi.html>

合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金 Q & A

Q 1 合理的な配慮とは？

A 1 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、障害のある人と建設的な対話を行ったうえで、負担が重すぎない範囲で対応することです。

Q 2 県内で複数の店舗を経営していますが、補助金を申請できるのはその中の1店舗だけでしょうか？

A 2 本補助金は、1事業者につき1回の申請が原則です。ただし、複数の分野において事業を展開している場合（例えば飲食業と教育関連事業など）は、分野ごとに1回で、最大3回までの申請が可能です。

Q 3 イベントを開催するにあたり、聴覚障害者からの申し出を受け、手話通訳者の派遣を依頼する場合は、補助の対象になりますか？

A 3 本補助金は、合理的な配慮を提供する基礎となる環境の整備を補助対象としております。そのため、特定の日、特定の方のために手話通訳者の派遣を依頼することに係る経費は助成対象となりません。

Q 4 県内で工場を経営しており、障害のある人も雇用していることから、職員向けに障害のある人への配慮に関する研修の実施を予定していますが、補助の対象になりますか？

A 4 本補助金は、障害のある人を含めた多くの県民の利用が見込まれるサービスを提供する事業者を対象としております。したがって、御質問の研修に係る経費は助成対象となりません。

ただし、工場見学を実施しており、障害のある人が見学に訪れた場合を想定した研修であれば助成対象となります。

Q 5 県内で飲食店を経営していますが、手話のできる人を採用する予定です。手話のできる人を採用した場合、その人へ支払う賃金等は補助の対象になりますか？

A 5 本補助金の補助対象経費には、従業員の雇用にかかる賃金等は含まれておりません。したがって、補助の対象とはなりません。